

(令八国グ後)

小論文

- ・問題は1～9ページである。
- ・下書き用紙は中に2枚入っている。

注意 解答は答案用紙に縦書きで記入しなさい。

小論文 二〇〇点

次の文章を読んで、あとの問一〜三に答えなさい。

カント¹的な義務倫理学に対する簡単だが強い反論として、誠実さについての議論はしばしば指摘される。とりわけ、アンネ・フランクとよきオランダ市民の例は有名である。

時は一九四四年、あなたはオランダ、アムステルダムの市民であると想像してほしい。日曜の夕方、アムステルダム市内を散歩している。ふと気づくと道の反対から二人の警察官が近づいてきて、微笑みながら話しかけ、「お楽しみのところすいません」と言つてゲシュタポ（国家秘密警察）の身分証を見せる。「ちよつとお聞きしたいのですが、実はこのあたりにユダヤ人の一家が隠れているとの情報があつて、聞き込みをしているところです。何かご存じありませんか」。

なんと答えるだろうか。ユダヤ人は全て強制収容所に送られて、その後東方でつらい強制労働に従事させられる——ユダヤ人も当時そう信じていた——とあなたは思っていると仮定しよう。さらに噂として、どうもユダヤ人の虐殺も行われていると聞いているとしよう。

さて、あなたはなんとゲシュタポに答えるだろうか。アンネ一家の居所を知っていると、正直に「はいはい、確かその道を曲がった先……」と答えるとすれば正気ではないだろう。当然「ユダヤ人？ いや、初耳ですね、何か聞けばすぐお知らせしますよ」とにっこりと微笑み返して答えるにちがいない。また、それが正しい応答であることに疑いをいれる余地はない。

カント的義務論は、行為の結果とその行為が倫理的であるかどうかは別であると主張する。したがつて正直な行為が求められているのであり、その正直な行為の結果が何をもちたらすかは、異なる話となる。確かに、これは倫理を考へるとき忘れられない重要な点についている。正直であれば結果がよくなるとわかつていれば、誰も正直な態度をとるのに躊躇ちゆうちゆうなどしない。実際には正直で誠実な行いをすると、人に足蹴あしげにされ惨めな思ひをする結果がまっているかもしれない。しばしばそうなるのが現実である。正しい行いをしたからといって人生によい結果が訪れるわけではない。

カントはこの点をよく知っていた。誠実の見返りにイソップの「金の斧」^{おの}を期待してはいけない。誠実のお返しに、鉛の弾が飛んでくることはよくある。過酷な現実から目を離さないにもかかわらず現実には妥協しない点で、カントの倫理観は感動的ですが、アンネの例のようにあまりに結果が悲惨だと躊躇してしまふ。

カントを擁護して、カントにしたがっても真実を常に言う必要はないと解釈する倫理学者もいる。サンデル²は有名になったベストセラー『これからの「正義」の話しよう』で、カントの誠実さの要求は^{えんきよく}婉曲な言い回しと両立する、と述べている。

親しい友人の態度や行為に落ち度があると気づいた状況を考えてみよう。私たちは常にまた直截^{ちよくせつ}、明確に友人にとって耳の痛い忠告をするわけではない。いつ言うべきか、どのように言うべきか熟考し、友人の落ち度に気づいても黙っているときも、それとなく遠回しに言及するときもある。こうした場面を思い浮べれば、婉曲表現は妥当な態度ではあるだろう。

しかしカント解釈としては苦しい。婉曲な言い回しも沈黙も、友人にとっていい結果をもたらすか、勘案し考慮した上だからだ。カントはあくまで、行為の結果から独立に、どこでも、誰にでも、いつでも、妥当する普遍性を倫理に求めている。個々の事情や結果の考慮からもたらされる言い回しを倫理的行為として認めるとは考えにくい。

普遍的原則が対処できない現実に基づくと、功利主義は極めて魅力的にみえる。功利主義は臆することなく「嘘をつけ」とばかり「とささやいてくれるからだ。功利主義は言う。行為は結果によって判断される。誠実な行為がよいのは、それがよい結果を生むからである。もし誠実な行為が悲惨な結果を招くのであれば、そんな行為に価値はない。行為はその行為がもたらす結果によって善し悪しを判断される。これが帰結主義と呼ばれる行為理解である。

こうして、カント的義務論に対して功利主義の現実に即した長所を示して、アンネ・フランクと嘘の問題はたいい片付けられしてしまう。だが、これでは当たり前前の大人の判断に対して、カント的な道徳は^{かれん}純粹可憐で現実を前にもろくも崩れると言っているにすぎず、陳腐な話だろう。

問題は、倫理的原則をどのようにみなすか、倫理的原則の身分に関わる。カント^テが主張する、常に正直に真実を述べる姿勢は極端だが、一方、「嘘も方便」とばかり常に結果を考えて嘘を使い回す立場は、もう一つの極端をなす。こうした極端な見解は、功利

主義者の一部に存在し状況主義(situationism)を唱える。状況主義は原則など存在しない、あるいは役に立たないと考え、すべて倫理的判断は個別的な状況における判断であって、ケースバイケースで考えるべきと主張する。

もし結果を考えて嘘を言うか真実を語るか、いつも天秤^{てんびん}にかけるとするならば、それはポーカーのようなルールを、人生と生活にまで拡大している。ポーカーやダウトは、極めて限定的な場面、つまり遊びのような場面で成り立つのであって、日常のルールではない。

たいてい、私たちは結果にかかわらず正直に真実を述べるように求められているし、自らにも求めている。問題があるとすれば、沈黙する、あるいはサンデルがカントを擁護したように、婉曲な言い回しを使って嘘を回避する。それでも、ときに嘘もやむをえない状況がある。誠実さ、あるいは正直の原則とはおおよそこうしたものではないだろうか。

実際、多くの倫理学の専門家は、倫理的な原則をこのように理解し、それを prima facie な原則と呼ぶ。prima (プリマ)はラテン語で first を意味する。facie (ファキエあるいはファチエ)は英語の face で、直訳すると「一見」となるだろう。一見したところ妥当なものだが、必ず妥当するわけではない。「暫定的」原則とも訳される。正直の原則は prima facie な原則である。一般的には妥当するが、当てはまらない例外もある。それではいつ、例外として嘘がやむをえないのだろうか。その一つはアンネのケースのように、予想される結果があまりに悲惨なときである。

例外はあくまで例外である。たいてい原則は当てはまるのであって、もし例外にあたるケースがあるとすれば、原則が妥当しない例外として証明されなければならない。説明責任(accountability)は例外の側にある。原則の側ではない。どうして真実を言わねばならないか、説明するのではなく、どのような場合嘘が許容されるか、その説明が求められる。

「人を殺すなかれ」も同じく prima facie な原則であるから例外はある。たとえば、正当防衛による殺人や死刑がそうだろう。正当防衛による殺人は普通の殺人とどこが異なるのか、なぜ許容されるのか、相当の理由を説明しなければならない。死刑も同様だ。死刑を認めるとするならば、なぜ死刑は例外にあたり正当なのか、その理由を説明しなければならない。

カントは倫理的原則を普遍的なものと考えたが、残念ながら「例外のない規則はない」。一方、功利主義が帰結主義を徹底させる

と逆の極端、状況主義に陥る。すべては個々の状況で判断するべきで規則など意味がない。状況主義は、言わば「例外ばかりで規則はない」と主張している。しかし、例外の指摘は、規則の不在を証明はしない。普通は規則が当てはまるからこそ例外があり、また例外は目立つ。

アンネ・フランクの例の教訓は、普遍的原則の堅持であれ、原則を認めない状況一元論であれ、倫理に関する極端な原理主義の失敗を語っている。原理主義の不適切さに気づいて、原則の身分を *prima facie* と特徴づけることは、誠実な態度であろう。もちろん、諦めもこめてにちがいない。

真実かそれとも嘘か、アンネの例のように簡単であれば悩みは少ない。誠実な行為とはなにか。例に挙げた友人に対して、誠実な行いは単に真実を語れば済むような話ではない。友人の行いの間違いに気づき、それを率直に本人に語っても、本人を傷つけ意気消沈させるばかりで、何も生まない場合がある。友人への誠実な助言は、ときに真実をあえて隠す必要もある。これは誰もが知る知恵にちがいない。誠実であろうとする行為は簡単ではない。私たちはその判断を、歴史から学ぶことができるかもしれない。すくなくとも古代ローマの哲人キケロ³は、そう考えていた。

誠実であろうとした人物がどのように約束と信義に対したか。キケロはその例として彼の著作『義務について』のなかで、第一次ポエニ戦争⁴で執政官を務めたレグルスを取り上げている。

紀元前五五年、古代ローマは、カルタゴとの戦いを優勢に進め、北アフリカ、現在のチュニジアにある首都カルタゴまで三〇キロに迫っていた。ところが、レグルスが指揮するローマ軍は、首都眼前の戦でさんざんな敗北を喫して、レグルスはカルタゴの捕虜となってしまう。後任の執政官に率いられたローマ軍は、その後の海戦で勝利して、形勢は再度逆転。ローマ軍はカルタゴを追い詰めるのだが、折り悪く嵐に遭遇し、船の操縦に慣れていないローマ側は壊滅的な損害を受けてシチリア島へ退却する。

これをカルタゴ政府は講和を結ぶ良い機会と考えて、牢^{ろう}に繋^{つな}いでいたレグルス呼び出し、レグルスに一つの取引をもちかける。カルタゴの使者に同行させるから、レグルスはローマの元老院を説得すること。ローマの捕虜となっているカルタゴの将軍たちを解放し、講和の締結に成功するならば、カルタゴはローマへの帰還をレグルスに約束する。カルタゴ側の講和条件は、シチリア

からのローマの撤退だった。

カルタゴにシチリアからローマを駆逐する余力はなかったから、カルタゴは講和を目論んでいた。捕虜の交換と講和が成功しないならばカルタゴに戻ると約束したうえで、レグルスはカルタゴの使節団と共にローマへ帰った。

ローマの元老院に立つレグルスに、元老院の議員は当然ながら意見をもとめた。ところが、レグルスはカルタゴの使節団の前で驚くべき行動にでる。カルタゴの將軍たちを解放してはならないと語ったのである。キケロによれば「捕虜を返すことはローマの利益に反する、何となれば彼らはいまだ年が若いのみならず有為の將たちである、これに対して自分はずでに蝕むしばまれた老年ではないか」とレグルスは言った。この講和はローマにとつて不利なものであつて決して講和をしてはならない、と彼は弁舌を振るつた。

彼の助言に基づいて、元老院は講和を受けなかった。レグルスは元老院の決定を見届けると、妻が懇願するのを退けてカルタゴに戻る。カルタゴとの約束であるから、これが彼の理由であつた。カルタゴに戻ったレグルスを待っていたのは死刑である。『ローマ人の物語』の作者、塩野七生しおのななみらによれば、カルタゴはレグルスを丸い籠に入れたうえで、象に蹴飛ばさせて殺した。

キケロを読んでいると、レグルスの判断と行動に対しては、ローマ社会でもいろいろと批判があつたらしい。そもそもカルタゴに強要された約束であるから、レグルスは律儀にカルタゴに戻る必要はなかったとか、あるいは、誓いにそれほど意味などないといったものまで、様々な解釈にキケロは言及している。キケロの文章から透けて見えてくるのは、多様な見解が並び立つ共和政末期、帝政への移行期のローマの道徳的風景である。ほぼ私たちの住む現代社会と変わらない、成熟した社会に共通する多様な価値観、疑い、相対性がそこにある。

キケロはレグルスの行動に対する批判を取り上げ、反駁はんぱくしながらレグルスの決断を賞賛する。まとまつた形で提示されているわけではないのだが、その中で、約束と信義を巡るいくつかの重要な視点が触れられている。一つは約束とその結果の関係である。当時よくみられたらしい批判によれば、カルタゴとの約束（神の前での誓約）を破つたとしても、神ゼウスの怒りを買いはしない。たとえ神の怒りを買つても、その怒りはレグルスが約束を守って受ける死刑よりもひどいものではない。したがって、レグルスの行動は間違つていた。約束の反故によつて引き起こされるゼウスの怒りと、約束の履行で生じた結果である死刑とを比較考量

している点で、これは古代的帰結主義に基づくレグルス批判と言えよう。

これに対してキケロは、問題は神の怒りではなく正義と信義の問題であると明言し、誓いを破る者は信義の女神を冒瀆する者であると反駁する。

それでもなお、死刑ほどの悲惨な結果を考えれば、誓約を守らない行為によつてもたらされる恥辱を選ぶのが小悪選択ではないか。キケロは、この批判を再度とりあげて「道徳的に醜いこと、恥辱より大きな悪があるだろうか」と答える。

こうした批判と批判への応答を前にすると、キケロが単純に帰結主義を採用するのではなく、約束や誓いの行為の遵守に道徳的な価値を認めているのがわかる。もつとも、そこからキケロはすべからく約束は守るべしと結論を導き出すわけではない。

レグルスの状況と決断を巡る批判の検討から、キケロの考える約束の姿が徐々に明確になつていくように叙述は進む。

約束のようにみえて、約束とは言えないものがあるとキケロは考えていた。キケロは三つほど、約束とは呼べない、言わば疑似約束を挙げている。レグルスの結んだ誓約が疑似約束であるとすれば、守る必要のないものとなるだろう。

疑似約束の一つは、山賊や海賊など、信義もルールもない相手と結んだ約束で、この場合、約束は成立していないとキケロは言う。そもそも約束が成立していないから、相手に対する不誠実な行いも約束の不履行もない。悪魔との約束は約束にならないということだろう。

約束は、お互いが相手に対して基本的な信頼感をもち、交渉はルールにしたがつて行われると暗黙に認めているとき成り立つ。社会的な基盤があり、そのルールを前提としている市民や、国民、広く人間の相手に対する相互の承認が前提にされているときに、初めて約束は成立すると言い換えられる。約束は社会的基盤を抜きにして、いきなり出会った二人の孤立した二個人の間で取り交わされる言語行為ではない。

さて、カルタゴだが、キケロはカルタゴを山賊や海賊のたぐいとは考えていない。講和の相手としてルールと信義をもつて接する、ローマの正当なライバルと認めている。もちろん、これだけではまだ正当な約束の条件が満たされていないし、レグルスの誓約が疑似約束ではない可能性は払拭できない。

第二の疑似約束は暴力や圧力によって強いられた約束である。お互いに力の差が存在するとき、約束ではなく、約束の形を借りた一方的な強制、命令となってしまう。

レグルスは拘束された身の上であり、生殺与奪権はカルタゴにある。両者の歴然とした力の差、立場の強さの差を考えれば、カルタゴとレグルスの間に約束は成立していないと充分解釈できるだろう。そうなると、レグルスによる約束履行の行為を間違つた決断だつたと判断できそうである。レグルスが捕虜の返還に反対するならば、なぜわざわざローマまで戻つたのか。強制されたからであろう。強制による取り決めは自由な決断に基づく約束ではないから、その履行は義務とは言えず、レグルスは律儀とは言え、その判断は愚かだつた。レグルスに対する批判の一つはこの点を指摘する。

しかしキケロは、ローマへの帰還に、カルタゴからの強制による嫌々の行いではなく、レグルスの決断のもつとも優れた点をみる。ローマ共和国の命運に関わる決定は、最高の議決機関である元老院が行わなければならない。そのためには正確な情報が前提となる。キケロによれば、レグルスの決断は元老院の決定に資する情報と、そのための自らの判断を元老院に伝えることであつた。今風に言えば、レグルスの行いは法的手続き、手続き的正義を果たすための自主的な行為であつた、とキケロは解釈している。

第三に、約束を違えたときの制裁が妥当ではない場合も、約束が成立するとは言えない。キケロはこの点もレグルスの決断を誤りとする論点の一つとして取り上げている。講和が成立しないならば虜囚の身に返るのは仕方がないとしても、死刑は確かに不釣り合いに見える。この点、キケロの答えははつきりとしめない。おそらく、こうした不釣り合いな死刑は当時いくらでもあつたのだろう。

レグルスの決断を巡るキケロの論述を丹念に追っていくと、キケロは約束や信義の実態を明確化し、その条件を描き出しているのがわかる。約束当事者の相互の基本的信頼、その前提となる社会的基盤、お互いが自由な主体として決定する強制のない関係、制裁の妥当性、どれも約束の成立に欠けてはならない要素なのである。

キケロの分析によれば、レグルスとカルタゴの間で約束は成立していた。それではレグルスは信義を守つたのか。カルタゴ側は、講和のために送り出したレグルスの元老院での発言を裏切りととつた。だから死刑に処した。レグルスがカルタゴを欺いてい

るのは間違いない。他方、彼は祖国ローマに対して誠実に、共和国の公的、法的手続きに資する行為を決断した。

時として小さな欺きが大きな信義を果たすことに通じる。同時に講和が成立しないときのカルタゴとの約束は違えなかった。キケロ以来、レグルスの態度は、カルタゴと共和国ローマへの誠実さを両立させた例として挙げられる。

出典 村松聡『つなわたりの倫理学』(株式会社KADOKAWA、二〇二四年)より。ただし、一部省略・改変した部分がある。

注

- 1 カント——ドイツの哲学者(一七二四〜一八〇四)。
- 2 サンデル——アメリカの政治哲学者(一九五三〜)。
- 3 キケロ——共和政ローマの哲学者、政治家、弁論家(紀元前一〇六〜紀元前四三)。
- 4 ポエニ戦争——ローマとカルタゴの間で行われた一連の戦争。
- 5 塩野七生——日本の作家、評論家(一九三七〜)。

問一 傍線部(ア)について、筆者は倫理的原則をどのようにみなすべきと考えているか、二〇〇字以内で述べなさい。(配点三〇点)

問二 傍線部(イ)について、キケロがどのように判断した理由を、約束についての彼の見解に言及しつつ、三〇〇字以内で説明しなさい。(配点五〇点)

問三 嘘をつかない、約束を守るといふ誠実さをどのように捉えるべきか、本文の議論をふまえつつ、一〇〇〇字以内で論じなさい。(配点二二〇点)